

薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部を改正する告示案について（概要）

1. 背景

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 80 条の 2 において、鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分で特殊な構造方法によるものに関し安全上必要な技術的基準を定めた場合においては、それらの建築物又は建築物の構造部分は、その技術的基準に従った構造としなければならないこととしており、薄板軽量形鋼造に関する技術的基準等については、薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成 13 年国土交通省告示第 1641 号）において定められているところである。

今般、薄板軽量形鋼造に関する技術的基準の合理化を図る観点から、同告示を改正することとする。

2. 概要

（1）階数制限の合理化（第 1 及び第 11 関係）

令第 81 条第 2 項第 1 号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合にあっては、薄板軽量形鋼造の建築物の地階を除く階数は 4 以下とする。ただし、以下に掲げる建築物については、その階数を制限しないこととする。

- ① 最上階から数えた階数が 4 以内の階（以下「上層階」という。）を薄板軽量形鋼造とし、かつ、上層階以外の階を鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とする建築物 → 階数制限なし
- ② 上層階に薄板軽量形鋼造と鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用し、上層階以外の階を鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とする建築物 → 階数制限なし
- ③ 薄板軽量形鋼造と鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物（※） → 階数制限なし

※ 上層階以外の階の薄板軽量形鋼造の構造部分が、建築物の自重、積載荷重、積雪荷重その他の鉛直方向の荷重を支えないもの又は上層階以外の階における構造耐力上主要な部分である柱、横架材及び斜材並びに耐力壁を薄板軽量形鋼造としないものに限る。

（2）耐力壁の構造の合理化（第 5 関係）

一方向及び繰り返し加力実験によって確認された耐力壁の剛性及び耐力を考慮して、第 12 第 1 号ハに定める構造計算（令第 82 条第 1 号から第 3 号までに規定する構造計算に限る。）を行った場合は、第 5 第 2 号の耐力壁の構造に関する規定を適用しないこととする。

(3) 薄板軽量形鋼造と鉄筋コンクリート造その他の構造の混構造建築物の構造計算の合理化（第12関係）

薄板軽量形鋼造及び薄板軽量形鋼造と鉄骨造とを併用する建築物に加え、薄板軽量形鋼造と鉄筋コンクリート造とを併用する建築物など、薄板軽量形鋼造と鉄骨造以外の構造とを併用する建築物についても、第12第1号ハに定める構造計算（令第82条各号及び令第82条の4に定めるところによる構造計算）により安全性を確認することができることとする。

(4) その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行 平成24年7月上旬